慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	〔民法八〕村長の借入金受領行爲と表見代理 (昭和三四年七月一四日最高裁三小法廷判決)
Sub Title	
Author	田中, 實(Tanaka, Minoru)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1959
Jtitle	法學研究 : 法律・ 政治・ 社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.32, No.12 (1959. 12) ,p.71- 78
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	判例研究
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19591215-0071

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

ては、家屋關係につき、判決にいうがごとく處分の効力が持續しなくても、土地關係については、處分の効果が持續しているとみるべきでなかろうか。しかるときは、判決の論理よりしても、當然、無効確認の請求をもとめる利益ありと解する。

したがつて、この點判示にたいし疑問をもつ。

（金子芳雄）

〔民法　八〕　村長の借入金受領行爲と表見代理

（昭和三四年七月一四日最高裁三小法廷判決、破棄差戻、原審仙臺高裁昭和三〇年（オ）八七三號貸金請求事件　判例時報一九三號一六頁）

【判示事項】　地方公共團體の長の借入金受領行爲と民法一一〇條の類推適用

【參照條文】　地方自治法一四九條、一七〇條、民法一一〇條

【事實】　昭和二六年四月二日、青森縣Y′村の村議會において、一般會計の歳入調整のため、大藏省預金部または一般銀行から二五〇萬圓以内の借入金をなすことができる旨を決議し、同年五月一二日、當時の同村村長Y″は、右決議抄本をたずさえ、青森縣町村吏員恩給組合X′に赴き、右決議抄本を呈示し、Y′村の名において五〇萬圓の借入を申入れたところ、X′はこれに應諾して、所要關係書類を作成し、即時同所において右金員をY″に交付した。その後、Y′村は町村合併によりY町と變り、また吏員恩給組合X′は職員恩給組合Xに變つた。XよりYにたいし、右貸金の返還を請求。Yは、現金出納の權限なき村長Y″が單獨に借入金を受領し、その權限ある收入役が受領しなかつたのだから、Y′について消費貸借は成立せず、したがつてYには返還債務はないと抗辯する。Xは、Y″の受領行爲について表見代理の適用あるべき旨を主張する。

第一審は、村長Y″が借入金を受領しただけで、Y′村の收入役においてこれを受領した旨の主張も立證もない本件の場合には、Y″の金五〇萬圓受領は、Y′村にたいしてその効力がなく、したがつてX′とY′とのあいだには消費貸借契約が成立するものではないとしたが、さらに、「X′が、Y′村の代表者たる村長Y″に、本件借入金を受領する權限を有するものと信じたことは、まことにそのところであつて、この場合、右X′に對し、調査粗漏の過失を咎むるは、甚だ過酷、失當であるといわなければならない。蓋しX′の右の如き誤信は、一に、Y′村の前記借入金決議に由來し、而もY′村の代表者たる村長Y″が、右決議の成立を證する決議書抄本を呈示した以上、貸主としてはこ

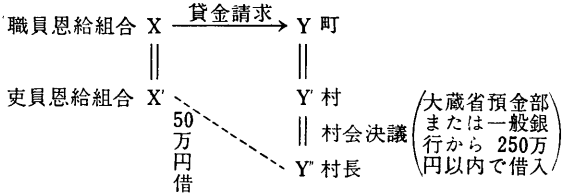

れ等につき調査確認すれば充分であつて、更に進んで、同村長に該借入金につき交渉の權限があるけれども、これを受領する權限がないというが如き、法律上困難な問題を、決定的に調査究明する注意義務を要求するが如きは、取引上妥當ではないからである」と斷じ、Xの請求をみとめた。――Y控訴。

第二審たる仙臺高裁でも、第一審判決を支持して、Y敗訴。Yは、さらに、つぎのような理由によつて上告。

【上告理由】 (1)村長に借入金受領の權限があるかないかは、法律上困難な問題ではない。地方自治體の事務の中「出納その他會計事務」は、收入役の專權にぞくし、自治體の長は、單に「收入及び支出を命令し並びに會計を監督する一權限を有するにすぎないことは、地方自治法一七〇條一項、一四九條四號に明定するところで、「X′が村長Y″に借入金受領の權限があると信じたとすれば、それは法律の不知に基くのである。」

(2)「從來の判例に徵すると、法定代理人に民法第一一〇條を適用するのは、單に法律の誤解により、權限があると信じた場合でなく、法定代理人の權限補充行爲の存否に付て誤解があり、且つその誤解が尤であると認められる場合である。」

(3)「公共團體に於ては代表者の權限は法令上明であり、且つ代表者の行爲は直ちに公共の福祉に繫るので、第一審判決の如く簡單に考えるべきでない。」

(4)「X′は、構成員が地方自治體で代表者は町村長より選ばれ、地方自治體の職員に關する仕事を取扱う團體であるから、一般人より……知識・經驗が深く、且つ實際仕事を擔當した事務局長……は青森縣……町長で、又書類の作成に當つた……は永く縣廳に奉職した者である……から、假りに村長に金員受領の權限があると考えたにしても、それは重大な過失に基くもので、民法第一一〇條を適用すべきでない。」さらに「議會に於ては……大藏省預金部又は銀行を借入先と定めたので……X′は、この點及用途、返濟計畫又は議決金額を未だ他より借入れていないかどうか等を調査すべきが當然であるが、何等調査を爲す事なく直ちに貸出したもので、事務處理が極めて粗漏であつたのである。」

【判旨】 Yの上告をみとめ、原審破棄。仙臺高裁に差戻。高橋・島・河村・垂水・石坂の五裁判官の全員一致。

「原判決當時においても普通地方公共團體の現金の出納事務は當該普通地方公共團體の收入役の專權に屬し、普通地方公共團體の長においては收入及び支出を命令し並びに會計を監督する權限を有するも、現金を出納する權限を有しなかつたことは、改正前地方自治法の規定に照らし明らかである。從つて前示五〇萬圓の金員を前示村長において借受けてその交付を受けたが、同村收入役が右金員を受領したことについては何等主張立證のないこと第一審判決の判示の如くである以上、上告町の前主村と被上告組合の前主組合との間

には右五〇萬圓についての消費貸借は成立するに至らなかつたものと判斷した第一審判決は正當である。そしてまた、普通地方公共團體の長自身が他よりの借入金を現實に受領した場合は、民法一一〇條所定の『代理人がその權限を超えて權限外の行爲をなした場合』に該當するものとして、同條の類推適用を認めるのが相當であり（大判昭和一五年（オ）八一五號同一六年二月二八日言渡、民集二〇卷二六四頁參照）、この點に關する第一審判決は是認できる。しかし、前敍の如く村の現金の出納事務は該村收入役の專權に屬し、村長はその權限を有しないことが法令の規定上明らかである以上、第一審判決が、たんに冒頭掲記のような事實を判示しただけで、何等特殊の事情の存在を判示することなく、たやすく、被上告組合の前主組合は、上告町の前主村の村長が前示金員を受領する權限ありと信じたことにつき正當な理由があると判斷し民法一一〇條を類推適用して上告町の前主村の責任を認めたことは失當である。しからば、被上告組合の前主組合の請求を認容した第一審判決を肯認した原判決には、法令の解釋適用を誤つたか、もしくは審理不盡、理由不備の違法がある。よつてこの點に關する論旨は理由あり、原判決は破棄を免れない。」

【研究】 一　判旨は、正當である。もつとも、內容的には、やや物足りなく感じられるところが、ないでもない。

本件は、從來、この種の事件についてみとめられてきた表見代理の法理を、いつそう精密にするもので、きわめて重要な意義を有するものと考える。

二　この種の事件の取扱いについて、判例は、興味ふかい變化を示している。

舊時の判例は、ほとんど一致して、町村に何らの責任をもみとめず、したがつて相手方が損害をこうむる結果となつていた（大判・大正八年一〇月九日民錄二五輯一七八三頁、大判・大正一五年一二月一七日民集五卷八六二頁）。その理由は、政策的には、地方公共團體の財政の安固をはかることに重點をおき、解釋的には、町村長の代表權は法律の規定によつて一定の範圍に制限されており（町村制四〇條、七二條、八〇條など參照）、その意味で、民法上の團體代表の法理に卽した責任――理事の代表權を完全なものと豫定し、例外的に個別的制限をみとめ、したがつて「理事ノ代理權ニ加ヘタル制限」は善意の第三者に對抗できないものとする構成――はみとめられず、民法五四條の適用はできない、というところにあつた。しかし、このような立場については、町村その他の地方自治體が現に取引主體として活動している實情からは、あまりにも無責任だとの非難を免れないであろう。財政の安固をはかることが、行政機構に

おける重要な要請であることは否定できないが、だからといつて、その無責任性は、かえつてその信用を失う結果ともなるであろう。その意味で、町村に、私的取引における責任をみとめるべき法的手段を何らかの形で考える必要がある、といわなければならない。

やがて、近時の判例は、民法四四條による不法行爲責任をみとめ、ひとつの轉機を示した。すなわち、昭和一五年の大審院判決は、町會で總額八萬圓を銀行より借入れる權限を町長に附與する決議をしたことにもとづいて、町長がすでにその全額が借入濟であるにもかかわらず、別に他の銀行より町名義で金錢を借入れた事件について、民法四四條の類推適用によつて町の賠償責任をみとめたのである（大判・昭和一五年二月二七日民集一九卷四四一頁）。しかし、このような四四條の適用のしかたは、結果的にみると、たんなる不法行爲責任ではなく、むしろ取引法上の保護を相手方にみとめたのと、ほとんど同じ効果をもたらすばかりでなく、さらに、五四條における相手方の「善意」、一一〇條における相手方の「善意・無過失」のごとき要件からくる制限をもたない意味において、かえつて不合理な解決となるおそれも生ずるであろう（判例民事法・昭和一五年度二三事件、三宅教授評釋）。このような疑問を解消するためには、やはり取引の實情に卽して、率直に取引法上の表見代理の法理を適用すべきであると考えられる。

果せるかな、ついで、判例は、一一〇條の適用のあるべき旨を明示するにいたつた。すなわち、昭和一六年の大審院判決は、村會で一千圓借入の決議をしたのを奇貨として、七千圓借入の決議のあつたように決議書を僞造し、村長が銀行から同金額を村の借入金として受領した事件について、民法一一〇條による責任が村に生ずべきことをみとめた（大判・昭和一六年二月二八日、民集二〇卷二六四頁）。つまり、同條にいわゆる「代理人カ代理權限外ノ行爲ヲ爲シタル場合」というのは、「代理人カ代理權限外ノ行爲ヲ爲シタル總テノ場合ヲ指稱スルモノ」で、したがつて「代理權限內ノ行爲ト代理權限外ノ行爲トハ必ズシモ代理權アル當該事項ト同種類ナルコトヲ要セザルハ勿論、代理人ガ代理權限外ノ如何ニ異ナリタル事項ニ付、又如何ニ廣範圍ニ代理人

トシテ行爲シタル場合ト雖、或種ノ事項ニ付若干ノ代理權ヲ有スル場合ナルニ於テハ、同條ニ所謂代理人ガ其ノ權限外ノ行爲ヲ爲シタル場合ト云フニ該當スル」と論じ、あわせて取引上本人の利益の保護のためには、「代理權限內ノ行爲ト代理權限外ノ行爲トガ牽聯スルコト甚ダ遠ク第三者ガ相當ノ注意ヲ爲スニ於テハ疑念ヲ生ズルニ足ル程度ナルトキハ、第三者ガ其ノ權限アリト信ズベキ正當ノ理由アリト云フヲ得」ないから、第三者の保護にあつく本人を保護するにうすすぎるという危險はあるまい、と說いた。

三　このように、近時の判例は、この種の事件につき取引上の表見代理の法理を適用する方向にすすんできたもので、多くの有力な學說の支持をうけてきたが（判例批評として、末川博士・民商法雜誌一四卷二號、後に『民法及び統制法の諸問題』に所收、川島教授・判例民事法昭和一六年度一八事件）、本件判決は、この傾向を確定的なものにしたということができる（判例の傾向を要領よく指摘するものとして、柚木教授・『判例民法總論』（上）三四五頁以下）。また學說は、判例の變化に多少の疑問を感じていたようであるが（たとえば、川島教授・前掲八〇頁、柚木教授・前掲三四七頁など）、あわせて、その疑問を解消したともいえよう。

ところが、本件判決は、村長の借入金受領行爲について民法一一〇條の類推適用のあるべきことを示しつつ、實は、原審判決に「第三者カ其權限アリト信スヘキ正當ノ理由」があるかどうかの判斷について不十分なところがあり、その點の十分な檢討を怠つたものとして、破棄・差戻をしたことが注意されなければならない。この意味において、本件判決は表見代理の法理の解釋・適用をいつそう精密にしたものと評價されるわけである。

四　地方自治法によると、町村長の權限につき一般に「當該普通地方公共團體を統轄し、これを代表する」（一四七條）と定めるとともに、その事務の管理・執行や擔任事務の範圍についても定めている（一四八條以下）。他方、同法は、町村に收入役をおくべきことを定め（一六八條二項）、この收入役が現金・物品の出納その他の會計事務などをつかさどるべきこととしている（一七〇條）。また、町村の豫算外の借入金については、同法により、町村議會の議決すべき事項と　れている（九六條一項八號）。

したがつて、本件のごとき豫算外借入金についてみれば、まず借入をなすべきことについて議會の議決を要し、この議決

にもとづいて、町村長には同議決の定めた借入をなしうる権限を生じ、これによつて借入の契約をし、收入役がその命令をうけて現金の受領にあたることとなるはずである。この意味において、本件のごときケースについて民法一一〇條の表見代理の法理を適用するためには、まず町村議會の議決によつて町村長に借入についての權限の生ずることが必要であり、この議決なしには、町村長には何ら借入にかんする權限なく、權限超過という觀念もありえないから、民法一一〇條を適用すべき根據もないこととなる（末川博士・前掲書三九三頁參照）。本件においては、二五〇萬圓以内で借入をなしうる旨の村議會の議決があり、村長の借入れた額は五〇萬圓なのだから、その金額の點では、むしろ何らの超過もない。本件における問題の中心は、現金の出納は收入役においてなすべき事項であるにもかかわらず、村長自身において借入金を受領したところにある。本件判決が前例として指摘している昭和一六年の大審院判決は、一千圓借入の村會決議の決議書を七千圓借入のごとく偽造し、村長・收入役共謀の上で七千圓借入れたというケースで、一千圓をこえた金額について民法一一〇條の權限超過の問題を生じたものであり、この點において、本件とのあいだには、無視できない相違點があるといわなければならない。

現金出納の權限のない村長が、勝手に借入金を受領した本件においては、あるいは無權限の者のなした行爲とも考えられ、民法一一〇條適用の根據が疑われることとなるかもしれない。しかし、本件のごときケースについて、代理權なるものを嚴格に取扱うことは、取引の現狀からみて、きわめて不合理な結果を生ずるおそれもあり、また一一〇條における代理權の存在を嚴格に考える必要なしとする近時の判例・學說の傾向にも適しないであろう。したがつて、本件について一一〇條の類推適用をみとめた第一審および第二審判決は正當であり、この點を是認した本判決もまた誤つては、いないといえよう。

ところが、一一〇條は取引上の第三者保護に名をかりて、結果としては本人に責任を負わせるものであるから、同條の運用にあたつては、同時に本人の利益との調和をも十分に考慮しておかなければならない。同條が「其權限アリト信スヘキ正當ノ理由ヲ有セシトキ」という要件を定めるのは、もとより、そのためである。そこで、この點を本件についてみると、村

長の借入申込に應諾し現金を引渡した恩給組合X′が、右の「正當ノ理由」を有していたとみられる特別の事情があつたかどうかは、かならずしも明らかではなく、原審判決においても、この點の究明は十分になされていないようである。ことに、現金の出納事務は收入役の專權にぞくし、村長はその權限を有しないことが法令の規定上明らかなのだから、やはり表見代理をみとめるためには、一一〇條にいう「正當ノ理由」の存否について十分に審理するところがなくてはなるまい。この問題を指摘して原判決を破棄した本判決は、たしかに妥當な態度ということができる。

まして、上告理由が指摘するところによれば、X′・Y″間の借入行爲が行われた當時のX′の事務擔當者は現に町長としての職にあり、かつ書類の作成にあたつた者も永く縣廳に奉職した經驗があり、いずれも町村關係の事務には相當に通じていたはずであり、しかも借入先を大藏省預金部または一般銀行と指示してある村會決議書の抄本を呈示され、その內容を讀んで承知していたのではあるまいかと思われる事實がある、などの諸事情は、やはり輕視することはできまい。ただ、X′の事務局長がY″とかねて熟知の間柄であつたというようなところから、Y″の無權限を知りながら——よくいえば好意的に、惡くいえば通謀して——あえて貸出に應じたのかもしれない。さしでがましい推測ではあるが、そうすると、本件について一一〇條の「正當ノ理由」があつたかどうかは、はなはだ疑わしいわけであり、破棄・差戻を命じたのは、まことに適切な處置であつたということになろう。

五 なお、すすんで考えてみると、この種の事件について、民法一一〇條を一般の私的取引の場合と全く同じように解釋・適用してよいものかどうか、多少の疑問がないでもない。表見代理の成立の根據となる「權限」について何か特別の要件を考えるべきかどうか（末川博士・前掲書參照）。あるいは、すくなくとも、一一〇條適用のさいに、「正當ノ理由」の認定を一般の私的取引の場合におけるよりもきびしくするというような技術的操作を加えるべきかどうか。——このような諸點について何らふれるところなく、あつさり破棄差戻をしてしまつた本判決には、どうしても何程か物足りない感じを免れないようで

ある。このような物足りない印象は受けるにせよ、結論的には、本判決に賛成してよいと思われる。

本判決については、山中教授の批評（判旨肯定）がある（判例評論二二号七頁）。

（田中實）

〔民法　九〕本人名義のゴム印及び印章を預り本人が取締役として擔當する職務につき代行を認められていた者が本人の代理人としてなした保證契約と表見代理の成否

（昭和三四年七月二四日最高裁第二小法廷判決、昭和三一年（オ）第四一〇號貸付金請求事件、判例時報一九六號六〇三七頁、原審福岡高裁）

【參照條文】 民法一一〇條

【事實】 上告人（被控訴人、原告）X銀行は昭和二三年一月一一日被上告人（控訴人、被告）Y（後出訴外C會社取締役）との間に當座勘定取引契約を締結し、取引は翌二四年二月一〇日まで繼續した。右契約は同年二月一六日解約されたが、その間契約に基く金員の出し入れは訴外A（C會社經理課長）が當つていた。なお右當座取引はY個人名義となつているがその實は訴外C會社とX銀行との取引であることが認定されている。その後昭和二四年五月九日に至り再びC會社とX銀行との間に手形取引約定がなされ、X銀行より個人保證の要求をなしたのに對しYの連帶保證がなされた。ところがこのYの個人保證契約はC會社の資金經理擔當者である訴外人B及びその部下であるA（前出）がかねてYから預つていたYのゴム印及び印章を使用してY不知の間に締結したものであつた。X銀行はYの連帶保證に基いてYに貸付金請求をなしたが、原判決はXの請求を退けたのでXが上告したのが本件である。

【上告理由】 まずAがX銀行との間に締結したYの個人保證契約がYの承諾のない行爲でその後もYの追認を受けていないというのは異常の事例であるとして原審の認定に疑をはさみながらも、次にこの認定に承服するほかはないとしても本件は表見代理の成立が認められる場合であると主張し、表見代理の成立を認めない原判決は表見代理の法理を不當に狹く解釋したものであると攻擊する。すなわち、X銀行の側においてはかつてY名義の當座取引に使用された